# 「企業の四半期利益予想の取り止め」 などを提案

―「|||世紀における米国資本市場規制に関する委員会」レポート発表

杉田浩

治

(1) 「米国市場の競争力問題」の議論が本格化

誌○七年一月号でも紹介した○六年一一月の「米下にどう対処するか」の議論がつづいている。小米国では昨年来「米国資本市場の国際競争力低

が発表された。

院議員の「NYおよび米国の世界における金融一月のNY市ブルームバーグ市長とシューマー上

国資本市場規制に関する委員会」の報告、○七年

が昨年二月に設立した独立・超党派の「二一世紀ポートにつづき、三月一二日には米国商工会議所サービスのリーダーシップの保持」と題するレ院議員の「NYおよび米国の世界における金融

における米国資本市場規制に関する委員会」

(Commission on the Regulation of U.S. capital markets in the 21st Century) の報告と提言

されたレポートは、必ずしも法令改正によることいずれも規制緩和を求める内容だが、今回公表

以上で、米国市場の国際競争力回復問題につい施に移せる提案を含んでいる(内容は後述)。なく規制当局や企業経営者の対応により早期に実

けての動きが始まると思われる。発表が終わり、米国ではいよいよ政策具体化に向て昨年来予定されていた三つの大きなレポートの

『資本市場の競争力に関するコンフェレンス」も開ーフェット、イメルトGE社長などを集めた「米国ルービン元財務長官、大投資家ウォーレン・バ官が主催して、グリーンスパン前FRB議長、

三月一三日にはワシントンでポールソン財務長

益 ジャーナル紙は伝えている。 見が分かれたと三月一四日付ウォールストリート取 見が一致したが、SOX法の功罪など各論では意い 持』の両方が必要であるという点では出席者の意な かれた。 ここでは 〝投資家保護〟と 〝競争力保

るもので自然の成り行きである。米国市場のシェは、各地の経済成長や市場の成熟化を反映していではない。米国以外の資本市場が拡大しているのだ。しかしそれは米国資本市場の地位低下の主因が最近の調査レポートの中で「規制は確かに問題

(2)

また証券業界内部にも、ゴールドマンサックス

アが下がっているのは(今に始まったことではな

を開拓できる国際的大証券などの中には、米国のられるように、「米国がダメなら外国で」 収益源た (Business Week/Associated Press) と伝えく) 数十年にわたって続いてきたことだ」と述べ

規制緩和について冷静な見方もあるようだ。

議会をふくめて具体化に向けて本格化するように国市場の競争力を回復させるための政策論議は、Associated Press)と位置づけているように、米議論のスタートである」(三月一一日 MSNBC/フェレンスを「政策変更につながるかもしれない

思われる。

米国商工会議所によって○六年二月に設立される委員会」レポートの内容「二一世紀における米国資本市場規制に関す

た「二一世紀における米国資本市場規制に関する

る委員会」と異なって学者を含まず実業家で固め

委員会」は、Arthur B. Culvahouse Jr. 氏(一

○○○人以上の法律家を擁する国際的法律事務所M. Daley 氏(JP Morgan Chase &Co の副会長)

月に報告書を発表した「米国資本市場規制に関すた。委員名簿は後掲のとおりであり、〇六年一一界等で活躍する一五人の委員が検討をすすめてきの両氏がつとめる共同議長のもと、産業界・金融

券 今回の報告書は、本体の全文が一七六ページにど てりる

した提言との重複を避け、新たな提案を加えるこ

制に関する委員会」など他のグループが既に発表

およぶ膨大なものだが、前述の「米国資本市場規

mary)」の中で「主要な提言」として掲げていとを基本としており、「要旨(Executive Sum-

るものは後述の六項目である。

(委員会の現状認識)

以上(五、七〇〇万)の世帯が株式あるいは株式に参画する機会を与えている。いまや米国の半数供給するとともに、多数の家計に対し企業の成長米国資本市場は、成長企業に対し必要な資本を

投信を通じて資本市場に参加しているのである

と、米国法制の近代化の必要性からもたらされて圧力にさらされている。それは国際間の競争激化しかし、不幸なことに米国資本市場の競争力は(別図参照)。

いる。過去二〇年間に市場は著しくグローバル

化(企業、会計事務所、

投資銀行、

法律事務

所

そして今や取引所など全てが国際化〕した。し

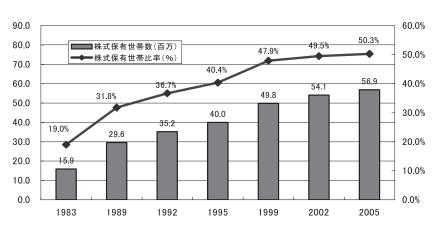
降七○年もの間、大きな変革を遂げていないのかし米国法制は一九三○年代に行われた改革以

である。

当委員会は米国の法規制について早期に抜本的

# 「企業の四半期利益予想の取り止め」などを提案

### 米国における(株式投信をふくむ) 保有世帯の増加 図表



株式保有世帯比率は、米国の全世帯のうち株式(株式投信を含む)を保有している世帯の比率。 (出所) ICI/SIA Equity Ownership Survey; FRB, Survey of Consumer Finances; and U.S. Census Bureau

1

連邦政府による金融市場および市場参加者の

〔主要な提言〕

sion) が発生したときには、 る。そして、難題になる前に問題を解決するた and Examinations を執行部局 により一貫したかつ統一的手続きを踏むべきであ また規制方針を変更するときは行政手続法の遵守 SEOは Office 規制方法を改革・近代化する 規則制定を必要するほどではない新たな問題 に戻すなど、 of 組織を再編成すべきである。 市場参加者に対し非公式な Compliance (operating divi-

ガイダンスを提示すべきである。さらに監視対象

う。これらは今直ぐに、 成の促進のため、次のような一連の提言をおこな な修正が必要であると考え、投資家保護と資本形 過重なコスト負担なしに

Inspections

り慎重な(prudential)監視方法をとるべきであ

会社・機関との開かれた対話を促進するなど、よ

ತ್ಯ

2 軟に対応できるようにする。 み込むことにより、その実施に関しSECが柔 SOX法を一九三四年証券取引所法の中に組

SECの柔軟性を制約している。これを改善する 問を生じさせ、関連する問題の取り扱いについて 持っていない法である。その結果、SOX法の実 唯一、SECが規則や適用除外を定める権限を 組み込むよう議会は立法措置を講じるべきであ ため、SOX法を一九三四年証券取引所法の中に 施にあたってSECの性格・権限などについて疑 SOX法はおそらく、連邦証券関係法のなかで

来事のほかに、長期的事業戦略についての情報を

120

公表すべきである。

3 るなら、年ベースの、かつ幅をもたした一株当た 開会社は四半期の実績発表の際に当該四半期の出 り利益の予想とすべきである。いずれの場合も公 真剣に考慮するよう提案する。利益予想を公表す 株あたり利益予想の発表」を取り止めることを 当委員会は、全ての公開企業が「四半期ごとの 利益予想」に切り替えるようにする。 表から「年間ベースの幅をもたした一株当たり あるいは「四半期の一株当たり利益予想」の発 株式公開会社が利益予想の発表を止めるか、

当て過ぎていると当委員会は考える。短期目標を る効果を生んでしまう。 長期の付加価値の高い投資計画をないがしろにす 達成することにプレッシャ-が掛かりすぎると、 現在、米国企業はあまりにも短期業績に焦点を

ತ್ಯ

取られてしまうという問題がある。ようとしても、過去においてネガティブに受けた会社が多かったため、四半期利益予想の発表をやめなかった結果として四半期利益予想の発表をやめなかった結果として四半期利益予想の発表を止め

なり、ひいては長期的視野にたった技術革新を促期の価値創造に重点を置くことは投資家の利益にりを和らげ、また市場にネガティブに受け取られ期利益予想の発表をやめれば短期業績へのこだわ期の重要します。

Reform Act of 1995 (PSLRA)"が制定され、企と、一九九四年以前においては四半期利益予想のと、一九九四年以前においては四半期利益予想のと、一九九四年以前においては四半期利益予想の

見通しを発表するようになった経緯、現在の企業

ことから、多数の企業が利益予想を公表するようした場合のセーフハーバー(免責規定)を設けた文言(meaningful cautionary language)を付来見通しを述べることにつき、理解しやすい警告

に増加しその後もほぼ同レベルで推移している。九四年の九二社から二○○一年には一、二○○社査によれば、利益予想を公表する企業の数は一九マッキンゼー社の四、○○○社を対象にした調

報告書本体は、米国で上場企業が四半期利益の〔参考〕 米国における四半期利益予想発表の経緯

進することにより米国経済に利益をもたらそう。

になった。

業が収入見通し、事業計画、利益見込みなどの将

表している。
業のうち約三分の二の企業が四半期利益予想を発ニ○○六年末現在、SP五○○種株価指数採用企

しかし二〇〇四年の全米経済研究所(Na

のために経済的価値を犠牲にしようとしている。 の調査によると、多数の企業が短期利益目標達成

出を削減すると答えている。

大部分の経営者は四半期利益予想を語ることに

ために、調査・開発、宣伝、設備維持のための支は、七八%の経営者が利益変動をなだらかにするたとえば四○○人の経営者を対象にした調査で

はないかと恐れている。本当は多くの経営者は四の信頼性を低下させて株価に悪影響を与えるのでないことを心配し、また利益変動が大きいと利益熱心ではない。しかし彼等は予想利益を達成でき

半期利益予想を止めて長期の成長に焦点を当てた

かと心配しているのである。対象から外れ、株価が下落してしまうのではない

いのだが、そうすると証券アナリストのフォロー

的打撃をこうむる訴訟リスクを限定する」提案の委員会等が提案している「会計監査人が壊滅④ 米国および外国の政策立案者に対し、既に他

を真剣に検討することを求める。 同時に当委員

できるようにすることを提言する。ナーからだけでなく、一般投資家から資金調達会は全国的に活動する監査会社が社内パート

表している「米国資本市場規制に関する委員会」すでに他の委員会等(○六年一一月に提言を発

滅してしまうリスクを避けるため、議会・政府機等)が提案しているように、大監査法人がまた消

関・市場参加者は、監査法人の損失に制限を設け滅してしまうリスクを避けるため、議会・政府機

る、あるいはセーフ・ハーバーを設けるなどの措

置をとるべきである。

る連邦公認制度をつくり、それに基づき監査法人易にするため、特定の大規模監査法人を対象とすあわせて当委員会は、州を超えた監査業務を容

きるようにすることを提案する。これにより大監が内部パートナー以外の外部株主から資金調達でる連邦公認制度をつくり、それに基づき監査法人

を提案する。

える。ローバル監査法人の設立に動くかもしれないと考

エクイティー・ファンドなどの投資家が第五のグ

査法人に十分な資金が流れ、またプライベート・

ンを導入していない雇用主が、金融機関とタイ⑤ 二一人以上の従業員を雇用し、まだ退職プラ

アップして低コストの税恩典つき給料天引き積

退職貯蓄を促進することになると信じる。現在、当委員会は、給料天引きプランこそが勤労者の立プランを導入できるように新法を制定する。

プルで雇用主負担の小さい退職貯蓄プランの導入されていない。そこで当委員会は次のようなシン勤労者のうち数百万人もの人が退職プランを提供従業員二一人以上の企業で働いているフルタイム

定する。 従業員に退職貯蓄口座を提供する金融機関を選・二一人以上の従業員を雇用している雇用主は、

収し、選定した金融機関に送金する。

雇用主は給料天引きにより従業員の拠出金を徴

アウト)できる。

できる(強制ではない)。

雇用主は雇用主拠出あるいはマッチング拠出が

きに限定されるので雇用主コストは小さい。そ関の健全性のモニター、金融機関への送金手続雇用主の責任は、金融機関の選択とその金融機

の他の受託者責任は金融機関が負う。

ランを提供している企業で働く人は二九%しか

当委員会は、この制度の導入は退職貯蓄を増大

増大させ、分散させることにより米国資本市場の させるとともに、米国資本市場に流入する資金を

強化につながると考える。

分だとして次の数字を挙げている。 〔参考〕 米国の確定拠出年金加入率 報告書本体は米国人の年金プラン加入率が不十

・二〇〇五年現在、民間企業で働く二一歳~六四

供している企業で働いている人は五二・六%に 分は企業主から年金プランを提供されていな 過ぎない(すなわち米国民間企業勤労者の約半 歳の全従業員のうち、企業主が年金プランを提

6

従業員一〇人~二四人の小企業ではさらに悪い 状況にあり、小企業の全従業員のうち、年金プ

> 個人型退職貯蓄プラン(IRA)に至っては、 また、企業主が確定拠出年金プランを提供して は七五・七%であった。 業員のうち、実際に加入していた従業員の割合 る確定拠出年金プランに加入する資格がある従 業員も多い。二○○四年現在、企業主の提供す いない。 いても、それに加入(資金拠出)していない従

た個人は二〇〇二年で一〇%に過ぎなかった。 拠出が認められる個人のうち実際に拠出を行っ

上を図る。 度(DCプラン)の統合により、一層シンプル の退職プラン採用の促進とポータビリティの向 な一個の四○一(k)型プランを導入し、企業主 幾つかの制度に分かれている確定拠出年金制

(k)、ロス勘定付き四○一(k)、SIPLE継ぎはぎ的に整備されてきた関係上、四○一に十分ではない。また制度が歴史的推移のなかでなっているが、まだ退職後の所得を確保するため米国の退職貯蓄は近年、全体としては大きく

ees)、SEP (Simplified Employee Pensions) などに分かれて複雑である。また非営利団体・地方公務員向けの四〇三(b)・四五七(b)プランなどは四〇一(k)プランと扱いが異なっている。

(Saving Incentive Match Plans for Employ-

場が全ての証券発行者を惹きつけることにも貢献なろう。そして退職貯蓄資産の拡大は米国資本市

注

しよう。

- "Interim Report of the Committee on Capital Markets Regulation" http://www.capmktsreg.org/pdfs/ 11.30Committee\_Interim\_ReportREV2.pdf
- "Sustaining New York's and the US's Global Financial Services Leadership" http://.www.ci.nyc.ny.us/html/om/pdf/ny\_report\_final.pdf

(2)

"Commission on the Regulation of U.S. Capital Markets in the 21st Century Report and Recommendations" http://www.uschamber.com/publications/reports/0703capmarketscomm.htm

(3)

(すぎた・こうじ・当研究所専門調査員)

シンプルな一個の四〇一(x)プランとすることを

当委員会はこれらのDCプランを統合して一層

提案する。そうすれば雇用主のDCプラン採用を

大するとともにDCプラン資産が拡大することにすると考える。その結果、DCプラン参加者が増促進し、従業員にとってもポータビリティが向上

# 証券レビュー 第47巻第4号

## (参考)「21世紀の米国資本市場規制に関する委員会」メンバー

共同議長:Arthur B. Culvahouse (法律事務所 O'Melveny & Myers LLP 会長)

William M. Daley (JP モルガン・チェイス副会長)

委員 : John Bachmann (エドワード・ジョーンズ シニアパートナー)

John Bohn (グローバルネット・ベンチャー・パートナーズ会長)

Jim Copeland (デロイト・アンド・トーシュ USA 元 CEO)

Christine Edwards (ウィンストン・アンド・ストローン パートナー)

Peter Gilbert (ペンシルバニア州公務員年金制度 CIO)

Mellody Hobson (アリエル・ミューチュアル・ファンズ社長)

Jim Johnson (パーセアス、LLC 副会長)

Mickey Kantor (マイヤー、ブラウン、ロウ・アンド・モー パートナー 元商務長官)

Eric Mindich (イートン・パーク・キャピタル CEO)

Rick Murray (スイス・リ 常務)

Don Nickles (ニックルズ・グループ会長兼 CEO)

Robert Pozen (MFS・インベストメント・マネジメント会長)

Michael Ryan (21世紀の米国資本市場規制に関する委員会 事務局長 元アメリカン証券取引所専務)